

標章の国際登録に関する マドリッド制度

目的、主な特徴、利点

マドリッド制度の概要

2016



WIPO | MADRID

The International
Trademark System

目次

はじめに	2
目的	3
マドリッド制度を利用できる者	3
国際出願	3
指定締約国官庁による審査、保護の拒絶	6
国際登録の効果	7
基礎標章への従属性	8
国際登録による国内登録又は広域登録の代替	9
事後指定	9
国際登録簿の変更、取消、ライセンス	10
登録期間及び更新	11
マドリッド制度の利点	11

はじめに

1. 標章の国際登録に関するマドリッド制度は、2つの条約、すなわち1891年に遡る「標章の国際登録に関するマドリッド協定」及び1989年に採択され、1995年12月1日に発効し、1996年4月1日に運用が開始された「マドリッド協定に関する議定書」に準拠しています。協定及び議定書に基づく共通規則も同日に発効しています。マドリッド制度を管理するのは世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局であり、事務局は国際登録簿を管理し、国際標章に関するWIPO 公報を発行しています。

2. 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国は、協定若しくは議定書又はその双方の加盟国になることができます。加えて、一定の条件を満たす政府間機関は、議定書の加盟国になることができます（協定の加盟国になることはできません）。一定の条件とは、機関の加盟国のうち少なくとも1ヶ国がパリ条約の加盟国であり、機関がその領域内で効力を持つ標章の登録を目的とする地域官庁を維持していることです。

3. 協定の加盟国、議定書の加盟国及び政府間機関を含め「締約国」と総称します。締約国の一覧は <http://www.wipo.int> で参照できます。協定、議定書の締約国は、パリ条約第19条に基づく特別取極であるマドリッド同盟を構成しています。

4. 各加盟国はマドリッド同盟総会のメンバーです。総会の最重要課題は、マドリッド同盟の事業計画や予算の採択、マドリッド制度の利用に関する手数料の決定といった施行規則の採択や改正です。

5. 2015年11月以降、マドリッド制度の全ての締約国は、締約国やユーザーに係る全てのやり取りについて、マドリッド議定書が適用される議定書の加盟国となっています。

目的

6. マドリッド制度の目的は2つあります。

1つ目は、標章（商標及びサービスマーク）の保護を円滑に行うことができるようにすることです。国際登録簿に標章を登録することにより、出願人が指定する締約国において、下記パラ 30 に記載する効力が発生します。締約国を事後指定することもできます。

2つ目は、1つの国際登録が国内登録の束に相当するため、保護に係る事後の管理が非常に簡便になることです。更新も一度の申請で行うことができ、名義変更、名義人の名称・住所変更、商品・役務リストの限定を国際登録簿に記録する場合も一度の簡便な手続で行うことができます。さらに、指定締約国の一部、商品・役務の一部のみといった一部移転や、指定締約国の一部のみ商品・役務リストを限定する場合にも、マドリッド制度は柔軟に対応することができます。

マドリッド制度を利用できる者

7. 国際登録の出願（「国際出願」）を行うことができるのは、マドリッド同盟の加盟国に、現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有しているか、住所を有しているか、その国民である自然人又は法人です。

8. 前述の関係を持つ者だけがマドリッド制度を利用することができます。マドリッド制度のもとで登録された国際標章はマドリッド同盟国内でのみ保護されます。

国際出願

9. 標章が国際出願の対象となり得るのは、出願人が、上記パラ 7 に記載する国際出願に必要な関係を有す締約国の官庁に対して、当該標章が登録されているか出願されている場合に限られます。この官庁を本国官庁といいます。

10. 国際出願は、本国官庁を通じて国際事務局に提出しなければなりません。出願人が国際出願の願書を国際事務局に直接提出しても国際出願とはみなされず、送付者に返送されます。

11. 国際出願には、標章見本（基礎登録または基礎出願と同一のもの）と商品・役務の国際分類（ニース分類）に基づき分類された保護を求める商品・役務リストを含まなければなりません。

12. 国際出願は、本国官庁への先行出願によるか、パリ条約の加盟国又は世界貿易機関 (WTO) の加盟国において提出された先行出願によるかを問わず、パリ条約第 4 条に基づく優先権を主張することができます。

13. 国際出願においては、標章を保護したいと希望する締約国を指定しなければなりません。現行のマドリッド制度において、いずれの締約国の出願人も、マドリッド同盟の他のいずれの加盟国（又は全加盟国）を指定することができます。

14. 国際出願において、本国官庁を指定することはできませんし、事後指定することもできません。

15. 国際出願は、マドリッド制度の作業言語である 3 言語、英語、仏語、西語のいずれかで申請することができます。ただし、本国官庁は、出願人の選択を 1 言語のみ又は 2 言語に制限すること、また、出願人に、3 言語のうちのいずれかを選択させることもできます。

16. 国際出願には以下の料金の支払いが必要です。

- 基本手数料
- 個別手数料の適用がない指定締約国ごとの付加手数料
- 3 区分を超える商品・役務の区分を指定した場合の類ごとの追加手数料。ただし、全ての締約国に個別手数料が適用される場合、追加手数料は支払う必要はありません。

17. 議定書の第8条(7)は、締約国が追加手数料及び付加手数料から得られた収入の分配の代わりに個別手数料を受領したい旨を宣言することができるものと定めています。ただし、第9条の6(1)(b)により、協定及び議定書の両方に加盟している締約国間の関係においては、第8条(7)に基づく宣言は無効になります。すなわち、宣言を行った指定締約国が協定及び議定書の両方の加盟国であって、その官庁が本国官庁である締約国もまた両方の条約の加盟国であるときは、第9条の6(1)(b)により、個別手数料ではなく、追加手数料及び付加手数料の支払が必要となります。個別手数料の金額は各締約国によって決定され、当該締約国の官庁における標章の登録に関して支払われる金額を超えることはできません。各手数料の金額は公報に掲載されており、WIPOのウェブサイトでも公開されています。

18. 後発発展途上国（国際連合が作成したリストによる）の出願人が行う国際出願の場合には、基本手数料は所定金額の10%に減額されます。

19. 手数料は国際事務局に直接支払うことができます。本国官庁が当該料金の受領及び送金を引受ける場合、本国官庁を通じて支払うこともできます。

20. 本国官庁は、標章が基礎登録又は基礎出願と同一であること、標章の記述や標章の特徴としての色彩の主張の記載が基礎登録又は基礎出願の記載と同一であること、国際出願書類に記載する商品・役務が、基礎登録又は基礎出願の商品・役務に包含されていることを認証する必要があります。

21. 本国官庁は、国際出願の願書の受理日を認証する必要があります。この日付は重要です。国際事務局がその日から2ヶ月以内に国際出願を受理し、かつ、重要な要素が欠落していない場合、本国官庁の願書の受理日が国際登録日になります。

22. 国際事務局は、国際出願が、商品・役務の表示やその分類を含め、協定、議定書、共通規則の要件を満たしていること、必要な手数料が既に支払われていることを審査します。欠陥がある場合、本国官庁と出願人に通知され、3ヶ月以内に欠陥を是正しなければなりません。是正されない場合、出願は放棄されたものとみなされます。

23. 国際出願が所定の要件を満たしている場合、標章は国際登録簿に記録され、公報に掲載されます。その後、国際事務局は、出願人が保護を求める各指定締約国の官庁に通報します。

指定締約国官庁による審査、保護の拒絶

24. 指定締約国の官庁は、直接出願した場合と全く同一の方法で国際登録を審査します。職権審査又は異議申立により拒絶の理由が発見された場合、官庁は、当該締約国において標章の保護を付与できないと宣言する権利を有します。

25. 当該締約国の官庁は、暫定的拒絶を、協定又は議定書に定める期限内に国際事務局に通報する必要があります。この期間は12ヶ月です。ただし、議定書の締約国はこの期間を18ヶ月に延長すると宣言することもできます。さらに、この宣言を行った締約国は、この18ヶ月間が経過した後も、異議申立に基づく暫定的拒絶の通知が可能であると宣言することもできます。

26. 協定及び議定書の双方の条約に拘束される加盟国は議定書が適用されます。もっとも、議定書第9条の6(1)(b)により、双方の条約に拘束される加盟国間にあつては、拒絶通報期間を延長する旨の宣言は無効になります。要すれば、本国官庁及び指定締約国の官庁が、協定と議定書に拘束される国際出願の場合、協定ではなく議定書が適用されるものの、拒絶通報期間については、締約国の拒絶通報期間の延長の宣言に関わらず、通常の拒絶期間（12ヶ月）となります。

27. 暫定的拒絶通報は、国際登録簿に記録され、公報に掲載され、その写しが国際登録の名義人に送付されます。

28. 異議申立に基づく再審査や抗告、異議申立に対する応答など、拒絶後の手続は、国際事務局の関与なく、名義人と関係官庁との間で直接行われます。ただし、当該官庁における全ての手続が完了した場合、当該官庁は最終処分を国際事務局に送付しなければなりません。その結果により、最終処分において、標章の保護が完全に拒絶されたか（拒絶確定声明）、又は標章が一部認容されたか、全部認容されたかが確認されます（暫定的拒絶後の保護認容声明）。最終処分は国際登録簿に記録され、公報に掲載され、その写しが国際登録の名義人に送付されます。

29. 拒絶通報期間が満了する前に、官庁における全ての手続が完了し、当該官庁が保護を拒絶する理由がないと判断する場合、当該官庁は、速やかに、保護認容声明を国際事務局に送付する必要があります（暫定的拒絶通報が送付されていない場合の保護認容声明）。この声明は国際登録簿に記録され、公報に掲載され、その写しが国際登録の名義人に送付されます。

国際登録の効果

30. 国際登録日以降（事後指定した場合は事後指定日以降）、各指定締約国における標章の保護は、標章が当該締約国の官庁に直接出願されていた場合と同じ扱いです。所定期間内に国際事務局に暫定拒絶が通報されない場合や暫定拒絶通報が撤回された場合、各指定締約国における標章の保護は、当該締約国の官庁に登録された場合と同じ扱いになります。

31. 一つの国際登録は、複数の国内登録の束と同様です。一つの国際登録であっても、指定締約国の一部により保護が拒絶されることもありますし、指定締約国の一部について保護が限定されたり、放棄されたりすることもあります。また、指定締約国の一部についてのみ国際登録が新名義人に譲渡されることもあります。国際登録が、一又は複数の指定締約国について、不使用等の理由により、無効になることもあります。さらに、国際登録の侵害訴訟を起こす場合は、各締約国において個別に提起する必要があります。

32. このことは、欧州連合商標（EUTM）などの統一的広域権利とは対照的です。統一的広域権利の場合、権利の対象となる領域の一部のみに関して拒絶、限定、譲渡することはできませんし、領域内のある場所で発生する侵害に対して単一の訴訟によって執行することができます。

基礎標章への従属性

33. 国際登録は、国際登録日から5年が経過するまでは、本国官庁において出願又は登録された標章に従属します。本国官庁又は裁判所の決定に基づく取消、任意の取消、未更新によるかを問わず、5年の期間内に基礎登録が消滅した場合は、該当する範囲で、国際登録は保護の対象ではなくなります。また、国際登録が本国官庁における出願に基づいてなされていた場合、当該基礎出願が5年以内に拒絶されるか取下げられた場合、該当する範囲で取消され、当該基礎出願による登録が当該期間内に消滅する場合も、該当する範囲で取消されます。

34. 本国官庁は当該消滅又は拒絶に関する事実及び決定を国際事務局に通報する必要があります。必要に応じて国際登録の該当範囲の取消しを要請する必要があります。取消は公報に掲載され、指定締約国に通報されます。

35. 名義人が、取消の国際登録簿への記録日から3ヶ月以内に、指定締約国の官庁に対し、同じ標章の登録を出願する場合、当該出願は、国際登録日又は事後指定日に提出されたものとして扱われます。

36. 上記パラ33に記載する5年の期間が経過した後、国際登録は基礎登録又は基礎出願から独立することとなります。

国際登録による国内登録又は広域登録の代替

37. 国際登録は、指定締約国における同じ名義人の名義において登録された、同一標章、同一の商品・役務の国内登録又は広域登録に代わるものとみなされます。代替の効果は、国内登録又は広域登録が更新されない場合に、国際登録の名義人が引き続き国内登録又は広域登録の存在を理由として、過去に取得した権利から利益を得ることができるということです。代替は自動的に発生しますが、国際登録の名義人は、国内登録又は広域登録が記録されている締約国の官庁に対し、当該国際登録に係る国内登録簿に代替の記録を要請することができます。

事後指定

38. 事後指定の申請により、国際登録の効力を国際出願に含まれていなかった締約国に拡大することができます。したがって、国際登録の名義人は、国際出願時にマドリッド制度の未加盟国であった締約国に商標の保護を拡大する等、事業上のニーズに沿って標章の保護の地理的範囲を拡大することができます。さらに、出願時には保護が拒絶された場合であっても、後に拒絶理由が解消した段階で事後指定を行うことも可能です。

39. 原則として、現行のマドリッド制度においては、締約国に属する名義人は、いずれの他の締約国も事後指定することができます。ただし、この原則には例外があります。締約国は、議定書に加入した際、議定書が有効とする以前になされた国際登録については、事後指定を認めないと宣言することができます。この場合、マドリッド・ルートを利用して当該領域に商標登録を行うには、事後指定ではなく、宣言を行った締約国を指定する新たな国際出願を行う必要があります。

国際登録簿の変更、取消、ライセンス

40. 名義人又はその代理人の氏名又は住所に変更が生じた場合、請求により、国際登録簿に記録することができます。

41. また、商品・役務（全て又は一部）、指定締約国（全て又は一部）について、国際登録の名義変更を記録することもできます。名義変更が国際登録簿に記録されるのは、上記パラ7に記載するように、譲受人が国際登録の新名義人となる条件を満たす場合（締約国に現実かつ真正な営業所を有しているか、住所を有しているか、その国民である）に限られます。

42. 下記事項を国際登録簿に記録することもできます。

- 全部又は一部締約国に関する、商品・役務の限定
- 一部締約国に関する、全ての商品・役務の放棄
- 全締約国に関する、全て又は一部の商品・役務の取消
- 全て又は一部指定締約国に関する、全て又は一部の商品・役務に関するライセンス

43. 上記のような国際登録の変更、取消、ライセンスの記録に関する情報は、公報に掲載され、指定締約国に通知されます。

44. 更新時であるか如何を問わず、国際登録の対象である標章に変更を加えることは一切できません。また、商品・役務の保護範囲を拡張する変更もできません。

登録期間及び更新

45. 国際登録は10年間有効です。所定の手料金を支払うことにより、さらに10年間更新することができます。国際事務局は更新期日の6ヶ月前に名義人及び国際登録簿に記録されている代理人の双方に非公式なりマインダーを送付します。

46. 国際登録は、全ての指定締約国、又はその一部について更新可能です。ただし、国際登録簿に記録されている商品・役務の一部のみを更新することはできません。したがって、名義人が商品・役務の一部のみを更新したい場合、更新を望まない商品・役務について、一部取消又は限定を請求し、更新日前までに国際登録簿に記録する必要があります。

マドリッド制度の利点

47. 標章の名義人にとって、国際登録には複数の利点があります。名義人は、本国官庁に標章の出願又は登録後、様々な締約国の官庁に、異なる言語で個別に出願・料金を支払う代わりに、本国官庁に対して、一つの言語で1件の出願を行い、国際事務局に対して一度の手料金の支払いでよいからです。また、名義人は、標章の保護を求める各締約国の官庁が標章を登録するという肯定的な決定を下すまで待つ必要はありません。期限内に指定国官庁から拒絶が通知されなければ、標章は当該指定締約国において保護されたものとみなされます。拒絶通報期限が経過する前に、指定国官庁から保護認容声明が送付された場合は、名義人は拒絶通報期限が経過するまで待つ必要さえありません。

48. より重要な利点は、名義人の氏名又は住所の変更、名義変更（全部若しくは一部）といった登録後の変更や、商品・役務リストの限定等を、一度の簡便な手順や一度の手数料の支払いにより、複数の指定締約国において有効に記録することができることです。また、更新日は同一であり、更新登録の手続も1回で済ませることができます。

49. 国際登録は、官庁にとっても利点があります。官庁は方式要件、商品・役務の分類審査、標章を公表するために公報を発行する必要はありません（再公表は可能です）。また、各締約国の官庁の業務に応じた報酬が受けられます。個別手数料の受領を宣言している締約国に対しては、国際事務局が受領した個別手数料の全額が送金されます。個別手数料の受領を宣言していない締約国に対しては、締約国への指定件数に共通規則に定める係数を乗じた数に応じて、追加手数料及び付加手数料が毎年比例配分されます。国際事務局が隔年の決算で利益を出している場合は、当該利益が締約国に分配されます。

50. なお、マドリッド制度に関する詳細については、下記のリンクをご覧ください。（日本語）

<http://www.wipo.int/madrid/ja/>

世界知的所有権機関
34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18
CH-1211 Geneva 20
Switzerland

Tel: +41 22 338 91 11
Fax: +41 22 733 54 28

詳細についてはWIPO日本事務所にお尋ねく
ださい。
www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan



第418号 (日本語版)
ISBN 978-92-805-2721-6